

報道発表資料の配付日時 5月9日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	「商品寄贈による社会福祉貢献活動～寄贈品に関する協定」に基づく商品寄贈について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>平成31年(2019年)3月27日に(株)セブン-イレブン・ジャパン、(福)北海道社会福祉協議会及び北海道の三者において、生活に困難を抱えた個人・世帯への支援や地域福祉の推進を図るために締結した協定に基づき、旭川市内における子ども食堂や社会福祉施設等へ配分するため、道内で初めて商品寄贈が行われますのでお知らせします。</p> <p>○ 寄贈日時 令和元年(2019年)5月10日(金) 11:00～(予定)</p> <p>○ 寄贈品受入場所 (福)旭川市社会福祉協議会 [住所:旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール]</p>		
参考	※ 別添「資料」のとおり		

報道(取材) に当たって のお願い	<p>今回の商品寄贈については、(福)旭川市社会福祉協議会への商品搬送となっております。</p> <p>なお、具体的な商品配分先は、今後決定することとなりますので留意願います。</p>		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク	上川総合振興局記者会	

担当 (連絡先)	<p>保健福祉部総務課 政策調整グループ(担当者:主幹 竹内 正人)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5242</p> <p>内線 25-107</p>		
-------------	--	--	--

「商品寄贈による社会福祉貢献活動～寄贈品に関する協定」に基づく 初めての商品寄贈が行われます

平成31年（2019年）3月27日に「(株)セブン-イレブン・ジャパン」・「(福)北海道社会福祉協議会」・「北海道」の3者で締結した「商品寄贈による社会福祉貢献活動 寄贈品に関する協定」では、コンビニエンスストア（セブン-イレブン）の改装時等に発生する在庫商品の一部を寄贈していただき、生活困窮者や社会福祉施設・子ども食堂等へ配分（福祉的支援）を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的としており、この度、本協定に基づいた道内初となる商品寄贈が行われますのでお知らせします。

○商品寄贈（受入）日時等

(1) 受入日時

令和元年（2019年）5月10日（金）11：00から（予定）

(2) 受入場所

(福)旭川市社会福祉協議会

【住所：旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール 電話：(0166)23-0742】

(3) 主な配分先（予定）

子ども食堂やフードバンク等の福祉活動団体、福祉施設 等

※なお、具体的な配分先については、北海道と(福)北海道社会福祉協議会((福)旭川市社会福祉協議会)において協議の上、今後、決定予定。

【商品寄贈による社会福祉貢献活動寄贈品に関する協定（概要）】

(1) 締結日

平成31年3月27日（水）

(2) 主な取組内容

(株)セブン-イレブン・ジャパンが(福)北海道社会福祉協議会に加工食品・雑貨の寄贈を行い、(福)北海道社会福祉協議会は社会福祉施設への支援等に活用する。

(3) 三者の役割

ア 北海道

広報活動の推進など本事業の目的達成に必要な支援

イ (福)北海道社会福祉協議会

寄贈物品の受領、管理、配分

ウ (株)セブン-イレブン・ジャパン

店舗の改装時等に発生する在庫商品の一部を北海道社会福祉協議会の指定先に配送

(4) 寄贈商品の配分先

生活に困難を抱えて支援を必要とする個人・世帯、障害児者等の当事者団体、ボランティア・NPO法人等福祉保健活動団体、社会福祉に関係する施設 等